

(第32号議案)

中野区自転車等放置防止条例の一部を改正する条例について

1 主旨

建築基準法の改正(平成26年6月4日公布)により、中野区自転車等放置防止条例のうち自転車駐車場附置義務に関する規定で、同法の規定を引用している項番号が変更になったため規定の改正を行う。

2 規定の整備内容

- ・中野区自転車等放置防止条例の一部改正

第14条の2第2項中「第18条第15項」を「第18条第17項」に改める。

3 施行日

平成27年6月1日(改正された建築基準法の施行日と同日)

中野区自転車等放置防止条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第14条 （略） （施設の用途を変更する場合の自転車駐車場の規模） 第14条の2 指定区域内において、次に掲げる施設の用途の変更をしようとする者は、当該用途の変更が建築基準法（昭和25年法律第201号）第87条第1項の規定による建築確認が必要となる場合は、当該用途の変更後の施設（当該施設のうち当該施設の敷地について指定区域が定められる前に建築された部分で、かつ、指定区域が定められた後に当該施設の用途の変更がされていない部分（第16条の規定によりこの条例の適用を受けなかつた部分を含む。）を除く。）をすべて新築するものとみなして、第11条から第13条までの規定により算定した自転車駐車場の規模から、現に設置されている自転車駐車場の規模を控除した規模の自転車駐車場を設置するよう努めなければならない。 (1) 第11条第1項の表（ア）欄に掲げる用途に供するための施設の用途の変更で同表（イ）欄に掲げる規模となるもの (2) 混合用途施設となる用途の変更又は混合用途施設についての用途の変更で、当該用途の変更後の施設のすべてについて当該各用途に供する店舗等面積ごとに第11条第1項の表（ウ）欄の規定により算定した自転車駐車場の規模の合計が10台以上である場合に係るもの 2 指定区域内において新築した施設について、建築基準法第7条第4項又は第18条第17項に規定する工事の完了に係る検査を受けた日から1年以内に前項に規定する用途の変更をする場合は、当該用途の変更後の施設を新築するものとみなして第11条から第13条までの規定を適用する。 第15条～第39条 （略） 附 則 （略） <u>附 則</u> <u>この条例は、平成27年6月1日から施行する。</u>	第1条～第14条 （略） （施設の用途を変更する場合の自転車駐車場の規模） 第14条の2 指定区域内において、次に掲げる施設の用途の変更をしようとする者は、当該用途の変更が建築基準法（昭和25年法律第201号）第87条第1項の規定による建築確認が必要となる場合は、当該用途の変更後の施設（当該施設のうち当該施設の敷地について指定区域が定められる前に建築された部分で、かつ、指定区域が定められた後に当該施設の用途の変更がされていない部分（第16条の規定によりこの条例の適用を受けなかつた部分を含む。）を除く。）をすべて新築するものとみなして、第11条から第13条までの規定により算定した自転車駐車場の規模から、現に設置されている自転車駐車場の規模を控除した規模の自転車駐車場を設置するよう努めなければならない。 (1) 第11条第1項の表（ア）欄に掲げる用途に供するための施設の用途の変更で同表（イ）欄に掲げる規模となるもの (2) 混合用途施設となる用途の変更又は混合用途施設についての用途の変更で、当該用途の変更後の施設のすべてについて当該各用途に供する店舗等面積ごとに第11条第1項の表（ウ）欄の規定により算定した自転車駐車場の規模の合計が10台以上である場合に係るもの 2 指定区域内において新築した施設について、建築基準法第7条第4項又は第18条第15項に規定する工事の完了に係る検査を受けた日から1年以内に前項に規定する用途の変更をする場合は、当該用途の変更後の施設を新築するものとみなして第11条から第13条までの規定を適用する。 第15条～第39条 （略） 附 則 （略）